

商業資本論の論理的位罜

加 藤 義 忠

第1節 はじめに

『資本論』第3巻第4篇の商業資本論の体系構成上の位置、すなわち、論理的序列が信用論に先行しているのは問題であり、両者を逆転させなければならぬというような『資本論』の篇別構成にたいする根本的な疑義が、宇野シュレーの側から提示されている。これは衆知のところであろう。現行『資本論』体系のこのような組み替えを要求する宇野シュレーの論者として、宇野弘蔵氏をはじめ公文道明、日高普氏らがあげられよう。そして、このような見解が宇野シュレーのなかで主流を占めていることは確かであるが、これですべてが統一されているかといえは、そうではない。宇野シュレーに属しながら主流の見解に対立し、『資本論』における商業資本論の論理的位罜を承認している論者が、いないわけではない。この論者は、本稿で検討の対象とする山口重克氏である。山口氏は宇野シュレーの主流にさからっ

て、『資本論』における商業資本論の論理的位罫を擁護されているが、しかし、これは形式面だけのことであって、その根拠となる内容面での理解はマルクスのそれと必ずしも一致していない。どのように一致していないかは、以下の行論のなかで明らかとなろう。

以上のように本稿の課題は、宇野シュレーのなかで独特な、むしろ異端的とさえいえる山口氏の所説を検討の対象として、『資本論』と山口氏との実質的な相違性を析出し、もって、『資本論』体系上の商業資本論の論理的位罫の意義をより明確化することである。

第2節 再生産過程における差異性

山口氏は同シュレーの開祖である宇野氏、同門の日高氏さらには反宇野の先陣をきられた森下二次也氏の見解を検討の素材としながら、独特の理論を編み出されるのであるが、商業資本および信用制度は資本の再生産過程の内部にあるという両者の同一性を確定することから説き起こされている。そこで、私もこの点の検討から始めることにしよう。

かつての宇野、森下論争のなかで、今ここで取上げている論点にかかわって森下氏より提示された宇野批判の論拠、すなわち、貸付資本は再生産過程の外部にあって自由無制限に発動する⁽¹⁾という論拠にたいして、山口氏は次のように反論され、この点に限って宇野説を支持されている。「信用制度ないし銀行資本は、……究極的には『社会的総資本の再生産過程』によってその『発動』を規制されざるをえないものであるという意味では、『社会的総資本の再生産過程』にとっていわば内部的なものである。『再生産過程の外部にあって自由無制限に発動する』ものとするわけにはゆかない。これは商業資本についても無論同じようにいえる⁽²⁾」。

(1) 森下二次也『現代商業経済論』有斐閣、190ページ。

(2) 山口重克「商業資本と銀行資本」(-)新潟大学『法経論集』第16巻第2号、9ページ。

山口氏は、このように商業資本と信用制度は資本の再生産過程にとって、ともに内部的であるといわれている。そして、その根拠として、両者とも資本の再生産過程によって、その運動が規制される点をもちだされているが、この意味でいえば、両者とも資本の再生産過程にとって内部的だといえそうである。これを内部的と呼ぶかどうかは、山口氏の自由に属する問題であろうが、このことは商業資本はいうにおよばず信用制度として資本の再生産過程から全く離れて、それと無関係にヘーゲル流の絶対的理念の外化のように自己運動できないのであるから、むしろ、当然のことである。

しかし、森下氏および私が問題とするのは、このようなことではなくて、両者の資本の再生産過程における位置の差異性の確定である。ところで、資本の再生産過程は、いうまでもなく、商品の価値形成、増殖が行なわれる生産過程と商品の価値実現、すなわち、形式的な姿態変換の行なわれる流通過程の統一されたものである。産業資本の商品資本の自立した商業資本は、流通過程において、商品の価値実現、換言すれば、商品の形式的姿態変換を社会的集中的に代行するものである。この意味において、商業資本は資本の再生産過程の内部に属する。これにたいして、信用制度は、資本の再生産過程の内部にその発生の基礎をもちながら、いったん成立すると資本の再生産過程の外部にあって、相対的に独自の運動を展開する。これは利子生み資本が、その発生の基礎を、基本的には、資本の再生産過程の内部に存在する産業資本および商業資本の運動のなかで必然的に生成する遊休貨幣資本に置いていながら、いったん成立すると、その発生の基礎に拘束されることなく、資本の再生産過程の外部にあって、より正確に言えば、その外部にあるが故に、資本の再生産過程のあらゆる領域に融通可能となる点1つをとってみても明白である。この意味において、信用制度は資本の再生産過程の外部に属する。信用制度が資本の再生産過程の外部に位置することについて、マルクスは利子生み資本の果実である利子の性格規定を行ないながら、次のように述べている。

「質的に見れば、利子は剰余価値であるが、この剰余価値は資本の単なる

所有が与えるものであり、資本の所有者は再生産過程の外にとどまっているにもかかわらず、資本そのものがもたらすものであり、したがって、資本がその過程から分離されていながらもたらすものである⁽³⁾。上述のごとく商業資本は資本の再生産過程の内部にあるのにたいして、信用制度はその外部にあるというように資本の再生産過程における位罫が異なり、したがって、当然に資本の再生産過程にたいして果たす役割も異なる。

ところで、商業資本および信用制度の論理的位罫、いかえれば、論証の前後関係の確定は、資本の再生産過程における位罫およびその位罫に基本的に規定されるその運動の性格を基準として、なされなければならない。だとすれば、資本の再生産過程の内部にある商業資本をその外部にある信用制度に先行させて論述する『資本論』の篇別構成は、まさしく正当である。したがって、「商業資本と銀行資本の体系構成上の前後関係の問題は、一方が産業資本の内部にあるのにたいして他方は外部にあるというのではなく、いずれも同じく内部的存在としてありながら、産業資本にたいしてもつその相対的独自性の意義と限度に相違のある点を、篇別構成によってあきらかにするものとして重要な理論的意義を有する⁽⁴⁾」といわれる山口氏の主張には、商業資本と信用制度の論理的位罫の確定方法をめぐって、根本的な疑義があるといわなければならない。だが、両者の論理的位罫の確定は、「産業資本にたいしてもつその相対的独自性の意義と限界に相違のある点⁽⁵⁾」を考慮しなければならないとして、山口氏自身は、実質的には、資本の再生産過程とのかかわりを問題とされている。だから、この点は1歩譲って、実質的な論議をするために、これ以上立ち入らないことにし、次に、山口氏の主張の展開をフォローしつつ、内在的な論評を行なうことにしよう。

(3) Marx, K., *Das Kapital*, Dietz Verlag, Berlin, 1964, Bd. III, S. 390. 邦訳『資本論』大月書店普及版、第4分冊、472ページ(以下、原書、訳本はすべてこの版をもちいる)。

(4) (5) 山口重克、前掲論文、10ページ。

第3節 利潤率均等化にたいする機構的役割

山口氏は、商業資本と信用制度の論理的位罫の確定基準として、利潤率均等化にたいするの機構的役割の違ひをもちだされている。山口氏いわく。「原理論は、いうまでもなく資本家的生産の原理を明らかにせんとするものであるが、資本家的生産の原理は、『総過程』論においては、利潤率の均等化傾向として現われるとすれば、商業資本の原理的規定を明らかにするということは、かかる利潤率の均等化傾向にたいするその意義、その機構的役割を明らかにすることでなければならない。そしてこのことは、信用制度ないし銀行資本についても同様であるといつてよい⁽⁶⁾」。

ここで山口氏のいわれる「総過程」論は、『資本論』第3巻に相当する部分であろう。そして、この『資本論』第3巻は利潤率の均等化傾向の観点からのみ論及されていないことは、一目瞭然である。こと商業資本論に限ってみても、もし、それを利潤率均等化の観点からだけ把握すれば、第4篇第16章で述べられている商業資本の商品資本との同一性や、第17章で述べられている商業利潤分与の根拠というような、いわば質的側面が看過されるばかりでなく、さらに、第19章で述べられている貨幣取扱資本および第20章の商人資本に関する歴史的考察は、全く欠落することになろう。したがって、山口氏のごとくに現実を一面的にしか反映しない狭い認識の枠の中に『資本論』を無理やりはめ込むやり方——これが、宇野シュールでよくいわれる『資本論』の「純化」というものなのだろう——には、承服できない。したがって、また、山口氏のように商業資本と信用制度の基礎理論上の論理的位罫を確定する基準として、利潤率の均等化における機能的役割——これは第1義的な基準ではないにしても、1つの基準ではある——のみをかかげることには、無理があるといわざるをえない。

(6) (7) 山口重克「商業資本と銀行資本」(二)、前掲誌、第17巻第1・2合併号、11ページ。

それでは、商業資本と信用制度の基礎理論上の論理的序列はどうあるべきかといえば、すでに述べたことではあるが、『資本論』第3巻での篇別構成のようになさなければならない。すなわち、『資本論』第3巻は第1巻および第2巻の考察をふまえ、新たに個別資本相互の関係を導入して、考察をより現実に近づけたものであるが、ここでの論証は、資本の再生産過程の内部にあって基底的な主要資本である産業資本相互の運動の社会的役割が、まず、取扱われ、次に、同じくその内部にありながら、次要な資本である商業資本の運動の社会的役割が、産業資本一般との関連のなかで、また、相互の関連のなかで分析され、その後で、資本の再生産過程の外部にあって運動する信用制度の社会的役割、すなわち、資本の再生産過程に与える影響が、分析されるという順序である。このような論理構成が、事実を唯物論的に反映した科学的に正しいものであろう。

以上から明らかなごとく、山口氏のように商業資本と信用制度の論理的位罫の確定の基準として、利潤率均等化における機構的役割のみをもちだされる点は、一面的で不十分である。そして、このことは上述のごとく、両者を資本の再生産過程の内部にあるものとして把握し、その上で、両者の論理的序列を確定しようとする誤りのいわば必然的な所産である。だが、それだけでなく、このことは、『資本論』の「純化」によって構築されたといわれている宇野シュレーの原理論体系の一面性の投影されたものでもある。しかしながら、この点のいっそうの追求はあまり有意義とはいえないので、山口氏の論理構造の内部に存在する問題点の析出に、立ち向うことにしよう。

第4節 利潤率均等化の媒介

山口氏は商業資本の利潤率均等化の機構的役割について、次のように言われている。「生産過程のいわゆる使用価値的な制約から解放された運動を行なう商業資本は、利潤率の高い部門の売行きのよい商品を選択しつつ、自由な移動を行ないうる点にその独自性があるのであった。そして商業資本は、…

…一方ではこの独自の運動形態によって流通上の諸費用を客観化する点でそれにはたいする利潤率の均等化を媒介するのであるが、それだけでなく、商業資本はその独自の運動形態にもとづく流通過程の選択的集中代位と流通上の諸費用の選択的節約によって、利潤率の高い部門の蓄積の急速化をいっそう促進しているのであり、その点でそれは産業資本の側における利潤率の均等化の過程をいっそう促進する機能をはたしているといえることができるのである。この二つの点で、商業資本は、利潤率均等化の機構的条件をなすものといえるわけである。そしてまたかかるものとして規定されることによって、商業資本の機能ははじめて原理的に規定されたといえるのであろう⁽⁷⁾。

みられるように山口氏によれば、商業資本は2つの点で利潤率均等化の機構的条件になるとされて、その第1の点として、「流通上の諸費用」、すなわち、流通資本と純粋流通費用の客観化による利潤率均等化の媒介をあげられている。だが、「流通上の諸費用」は、商業資本が自立化して、それを社会的集中的に代位することによって初めて客観化されるのではなく、何度も述べているように、すでに、産業資本自らが売買を担当する段階において、売買に関する一定の技術的諸条件を基礎に、産業資本相互間の売買競争に媒介されて客観化している。だから、山口氏のように、この点を根拠にして利潤率の均等化を媒介するということとはできない。このような不合理性を山口氏自ら認識されてかどうか知らないが、「商業資本においては、流通上の諸費用は平均利潤に参与するのであり、その意味で流通上の諸費用は社会的な客観性を獲得することになるわけであるが、商業資本の分化独立の原理的意義は、……必ずしもこの点にあるわけではない。これは選択的な媒介によるいわば部分的客観化にすぎず、その積極的意義は、むしろかかる選択的媒介を通して産業資本そのものの利潤率の均等化を促進している点にある⁽⁸⁾」と述べられて、第2の点を商業資本による利潤率均等化の媒介の軸点にすえられている。そこで、次に、この点の当否を検討してみよう。

商業資本は、流通過程の選択的集中代位と「流通上の諸費用」の選択的節約

(8) 同上、23ページ。

によって利潤率の高い部門の蓄積を促進し、よって、利潤率均等化をさらに促進するというのが、山口氏のあげられている第2の点である。商業資本が流通過程を集中的に代行することによって、利潤率の均等化が産業資本の場合よりも具体的レベルで大規模に展開され、それ故に、利潤率の均等化がいったん促進されるのは、もちろんのことである。ただ、山口氏の主張で、この点に関して問題なのは、商業資本による流通過程の選択的代位というところである。この点について、山口氏は次のようにも言われている。「商業資本の場合もこのような機能をあらゆる部門の資本にたいして一様にはたすわけではない」⁽⁹⁾。現実において、商業資本は流通過程の選択的集中代位とか、「流通上の諸費用」の選択的節約によって、一様ではなく、いわば不均等に流通過程を媒介していることは、確かなことであろう。しかし、基礎理論において商業資本による流通過程の集中代位を説く場合、上記のような実際的なアンバランスを一応捨象し、現実の運動の一般的傾向の反映でもある平均的な理想的状態というものを理論的に想定し、単純化された形で分析するというのが、一般的に正しい考察方法である。だから、この基礎理論的考察では、商業資本一般による産業資本の流通過程の一般的集中代位、それによる利潤率均等化の一般的媒介のみが、論議されればよいのである。とはいえ、このような基礎理論的考察で十分かといえ、決してそうではない。これをふまえて、考察をより現実具体の様相に接近させるために、山口氏のここのでなされているような分析や、それよりもいっそう具体的な分析が必要なことは、いうまでもない。

以上から、商業資本が利潤率均等化の機構的条件をなすものとして、山口氏があげられている2つの点に、それぞれ問題がはらまれていることが、明らかになった。

それでは、商業資本が利潤率均等化を媒介しているという意味は、正しくはどのように把握されなければならないのであろうか。産業資本が自ら売買を行なう論理段階においてもすでに、流通期間中の生産継続のための準備金

(9) 同上、50ページ。

および純粋流通費用は、それらの資本の再生産過程において果たす機能に基づいて、一般的利潤率の形成に規定的に参加し、それらにたいして、平均利潤が分与され、さらに、商品売買をめぐって企業内分業が行なわれ、商業労働が分割されると、それに基づく分業の一定の利益が形成され、その結果、一般的利潤率は一定程度上昇するが、この意味において、産業資本自らによる売買も利潤率均等化を媒介している。そして、ついで、商業資本が自立化して商品資本の機能を社会的集中的、したがって、費用節約的に代行する論理段階では、商業資本の独自性の故に、上記のことがより拡大された規模でくりかえされるばかりでなく、新たな側面をともないながら展開される。これには3つの側面がある。

第1の側面は、商業資本の果たす社会的に客観的な機能、すなわち、価値実現の機能を根拠にして、一般的利潤率の形成に規定的に参加し、平均利潤の分与を受ける点である。第2の側面は、商業資本が産業資本の商品資本から社会的に自立化し、産業資本の運動から一応隔離されているが故に、同一部門のみならず、異部門の多数の産業資本の売買を社会的集中的に代位し、流通時間および純粋流通費用の節減を行ない、もって、一般的利潤率の上昇に間接的に貢献する点である。第3の側面は、商業資本一般が社会的に産業資本一般から分離し、相対的独自性をもって運動しているが故に、さらに、商業資本は商品の売買に従事するので、純粋流通費用のうちの「固定資本」部分が産業資本に比べて少ないが故に、利潤率均等化の不可欠の要因である資本の移動が容易となる。この点について、マルクスは利潤率の均等化に関連して、次のように指摘している。「不断の不均等の不断の平均化がますます速く行なわれるのは、(1)資本がより可動的な場合、すなわち、1つの部面や場所から他の部面や場所に、資本を移すことがより容易な場合であり、(2)労働力のある部面から他の部面へ、また、ある生産地点から他の生産地点へより速く動かすことができる場合である。第1のことは、次のようなことを前提する。社会のなかでの商業の完全な自由。……さらに、信用制度の発達。信用制度は、利用可能な社会的資本の組織されていない大量を集中し

て、個々の資本に對立させる⁽¹⁰⁾。このように上記3つの側面から、商業資本は利潤率の均等化を媒介しているのである。

以上は、商業資本の利潤率均等化に果たす役割について、山口氏の主張にそいながら、検討を加えたものである。さて、今度は目を転じ、同じ役割を信用制度についてみてから、最後に、両者の論理的比較について論及しよう。

第5節 利潤率均等化の促進

山口氏は、信用制度の利潤率均等化にたいする役割について、次のように述べられている。「信用制度は、それぞれの部門の利潤率の動向に應じて異なる役割をはたしつつ、マルクスのいわゆる利潤率の『不断の不均等化の不断の均等化』の過程を促進する点で、利潤率の均等化運動の機構的条件をなすものといえるわけであるが、しかも、信用制度の役割は単にこの点だけにとどまるものではない。信用制度を資本家的生産の法則性の現実化を媒介する機構的条件として規定しうるのは、単にかかる役割によってだけではない。信用制度は、かかる過程を通して資本家的生産の蓄積過程を全体として加速し、拡大しつつ、さらに根本的な調整機能をはたすのである」⁽¹¹⁾。

山口氏は、このように主張されている。ここでも、上述の商業資本の場合と同様に信用制度の役割を一般的に考察するのではなく、部門間の利潤率の動向に影響される信用制度の具体的役割をいきなり考察するという問題点がないわけではないが、総体として見れば、私も基本的に同見解である。したがって、この点のこれ以上の詮索は無用なので、次に、商業資本と信用制度の論理的関連、すなわち、基礎理論上の論理的位罫を、山口氏はどのように把握されているかについて、吟味することにしよう。

山口氏は商業資本と信用制度の論理的関連について、上述の利潤率均等化

(10) Marx, K., a. a. O., S. 206. 前掲訳, 247ページ。

(11) 山口重克「商業資本と銀行資本」(二), 48～9ページ。

にたいして果たす共通の役割をいわば質的な基準としながら、両者のちがいをいわば量的に、次のように確定される。そして、それは2つの観点から区別されている。まず、第1のそれは、「流通上の諸費用」の客観化による利潤率均等化の媒介の観点からのもので、商業資本は部分的であるのにたいして、信用制度はそれをいっそうおしすすめるものであるといわれている。「商業資本は、……個別的な流通過程を必ずしも全面的に『一手に引受ける』ものではなく、したがってその『不確定性』を全面的に『確定化』しうるわけでもない。……そしてこの点が、商業資本の機能の一つの限界をなし、かかる『不確定性』をさらに『確定化』するために信用関係の展開を要請することにもなるわけである」⁽¹²⁾。山口氏は、このように流通過程の客観化、すなわち、確定化の観点から比較して、商業資本は一定の制約をもち、それを信用制度が克服するので、商業資本の方が信用制度よりも論理的に先行して論じなければならないといわれている。

しかしながら、既述のごとく流通過程、ないしは、「流通上の諸費用」は、商業資本が自立化する論理段階においては、いうまでもなく、産業資本が自ら売買する論理段階において、すでに、客観化・平均化・確定化されているので、この観点からの論理的前後関係の確定は、出来ない相談である。このことを山口氏はうすうす感ずいてか、次のように述べて、この側面からの比較をあまり重要視されていないようである。「商業資本においては、流通上の諸費用は平均利潤に参与するのであり、その意味で流通上の諸費用は社会的な客観性を獲得することになるわけであるが、商業資本の分化独立の原理

(12) 同上、16ページ。

武井邦夫氏も、山口氏とほぼ同一の見解を示されている。「商業資本論と信用論の先後関係はどうであろうか。商業資本が産業資本の再生産過程 $W'-G'$ の自立化したものであるかぎり、利潤率の均等化作用を単に媒介するにすぎない信用制度に比べて、利潤率均等化に果たす役割はより基本的であるといわなければならない。なぜならば、産業資本の利潤率の不均等化をもたらす流通期間の長短は、商業資本が自立化することによって短縮され、かつ平均化されるからである」(『利子生み資本の理論』時潮社、122～3ページ)。

的意義は、……必ずしもこの点にあるわけではない。これは選択的な媒介によるいわば部分的客観化にすぎず、その積極的意義は、むしろかかる選択的媒介を通して産業資本そのものの利潤率の均等化を促進している点にあるのである⁽¹³⁾」。

さて、山口氏によって積極的意味をもつものとして把握されている利潤率の均等化の促進というのが、第2の観点である。そして、この観点からみて、商業資本も信用制度も共に間接的促進であるが、前者は後者にたいして消極的であるとして、山口氏は次のように主張されている。「もちろん、この商業資本による利潤率の均等化の促進は、……有利な部門の流通上の諸費用の節約代位を中心にしたいわば部分的かつ間接的な促進にすぎないものである。信用制度の機能に比べてみた場合、間接的である点は同じであるにしても、利潤率均等化の機構としての意義はきわめて消極的なものにすぎない。しかし、そのことは、商業資本の分化独立が、産業資本の利潤率の均等化運動を一步進める意義をもつものでありながら、それは、同じく利潤率の均等化を媒介する意義をもつものとしての信用制度ないし銀行資本にたいする商業資本の理論的位罫を示すものともいうことができよう。逆にいえば、商業資本の体系構成上の位罫は、かかる意義と限界を明らかにするものとして確定されなければならないであろう⁽¹⁴⁾」。ここで、山口氏が述べられているように、利潤率均等化の促進に与える影響を見た場合、商業資本よりも信用制度の方が積極的意義をもっていることは、確かなことであり、これは客観的には商業資本が流通過程という資本の再生産過程において運動するのにたいして、信用制度はその外部において運動するという資本の再生産過程における位罫を反映したものである。だが、山口氏のこのような主張では、山口氏の論理構造からみれば、利潤率均等化の促進にとって消極的な商業資本を信用制度の前で論じなければならない必然性が、もうひとつははっきりしない。けだし、消極的かどうかという論理比較では、山口氏の主張とは逆に、利潤

(13) 同上、23ページ。

(14) 同上、11～2ページ。

率均等化の促進にとって、商業資本よりもより積極的な役割を演じる信用制度を先に説いても、いっこうにさしつかえないからである。つまり、論理のはこびとしては、利潤率均等化の促進にたいして演じる役割の重要なものから順々に説いていくことも、論理的には可能だからである。したがって、山口氏のもちだされる比較基準では、商業資本と信用制度の論理的位置の確定は、必ずしも明確になったとはいえないが、このことを逆にいえば、両者の論理的位置の確定は、私のように資本の再生産過程における位置およびその位置に基本的に規定される資本の再生産過程に及ぼす作用・役割の比較によって、なされる以外にありえないことを示すものである。

以上のように、山口氏は商業資本と信用制度の利潤率均等化にたいする役割の相違性について、2つの観点から確定され、最後に、つぎのようにしめくくられている。「かくて、以上を要するに、利潤率の均等化の過程における、あるいは価値法則の現実化の過程における、商業資本と信用制度ないし銀行資本の機構的役割の意義を比較してみるならば、商業資本は、その機構上の限界を信用制度によって解決されるものとして、むしろ信用制度に先行する位置づけがなされなければならない⁽¹⁵⁾」。山口氏のこのような商業資本と信用制度の基礎理論における論理的位置の確定は、形式的には問題はないが、しかし、その内容にまで立ち入って考察すれば、見過ごすことのできない種々の問題がはらまれていることが、以上の考察から明らかになったものと思われる。

(15) 同上、56ページ。